

定年後再雇用の賃金を 検討する際の留意点

四谷麴町法律事務所 弁護士

経営法曹会議会員

藤田 進太郎 氏

定年後再雇用の嘱託職員と正職員との労働条件の相違が労働契約法20条に違反するか争われた名古屋自動車学校事件(名古屋地裁令2.10.28)では、職務内容及び変更範囲が同じであるにもかかわらず、基本給が定年退職時の6割を下回るのは不合理と判断されました。基本給に関する注目の判決について解説するとともに、定年後再雇用の賃金を検討する際の留意点について、詳しく説明していただきます。

日時

2021年 **4月27日** (火) 15:00-16:00

開催形式

Zoomによるライブ配信

費用

会員無料

主な内容

- ・名古屋自動車学校事件(名古屋地裁令2.10.28)解説
- ・基本給、手当、賞与に関する待遇差の考え方について
- ・定年後再雇用の賃金を検討する際の留意点

※講師への事前質問を受け付けます。「その他コメント」欄にご記入ください(事前質問の受付締切日:4/13)。可能な限り、当日お答えいただきます。

申込

ホームページ(<https://www.tokyokeikyo.jp/>)からお申し込みください。
Zoomの使用が難しい場合は担当までご連絡ください。